

部長及び参事官

殿

所 属 長

交指発第208号

令和7年9月24日

30年保存（口訓）

本 部 長

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令に係る処分基準該当性判断に当たっての留意事項及び処分量定の細目基準並びに事務処理要領について（通達甲）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令に係る処分基準該当性の判断に当たっては「放置違反金納付命令に基づく車両の使用制限命令実施要領の制定について（通達甲）」（平成28年4月26日交指発第110号。以下「旧通達1」という。）に基づき、また、自動車運転代行業者に対する放置違反金納付命令に基づく車両の使用制限命令については「自動車運転代行業者に対する放置違反金納付命令に基づく車両の使用制限命令実施要領の制定について（通達甲）」（平成28年4月26日交指発第111号。以下「旧通達2」という。）に基づき実施してきたところであるが、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第10号）が施行されたことに伴い、聴聞の公示に係る規定を改めることに併せて、旧通達1及び旧通達2を整理し、新たに別添のとおり「道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令に係る処分基準該当性判断に当たっての留意事項及び処分量定の細目基準並びに事務処理要領」を定めて実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、この通達甲の実施をもって、旧通達1及び旧通達2は廃止する。

別添

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令に係る処分基準該当性判断に当たっての留意事項及び処分量定の細目基準並びに事務処理要領

第1 道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令に係る処分基準該当性判断に当たっての留意事項及び処分量定の細目基準について

1 用語の意義

この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1) 車両の使用者

車両を使用する権原を有し、その運行を支配し、管理する者のことをいう。法人の使用車両については、当該法人が車両の使用者として、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令を受ける客体となる。

(2) 基準日

公安委員会が車両の使用者に対し放置違反金納付命令をした場合において、当該放置違反金納付命令に係る標章が取り付けられた日をいう。

(3) 放置関係使用制限命令

法第75条第2項（同条第1項第7号に掲げる行為に係る部分に限る。）又は法第75条の2第2項の規定による命令をいう。

(4) 基準本拠

基準日における当該車両の使用の本拠をいう。

2 処分基準該当性判断に当たっての留意事項

(1) 前歴の回数の計算に当たっての留意事項

ア 前歴の回数は、基準日前1年以内に、当該使用者が放置関係使用制限命令を受けた回数を計算することとする。この場合において、放置関係使用制限命令を受けた回数とは、当該放置関係使用制限命令に係る運転禁止期間の開始の日の回数であり、基準日前1年に当たる日において既に運転禁止期間が開始している場合は、前歴の回数に含まれない。

イ 前歴の回数は、アの期間内に当該基準本拠を使用の本拠とし、又は使用の本拠としていた車両について当該基準本拠を使用の本拠とする間に受けたアの期間内の放置関係使用制限命令の回数を計算することとする（別図参照）。

すなわち、基準日の時点では基準本拠以外の使用の本拠に属している車両又は当該使用者が使用していない車両であっても、当該使用者が基

準本拠において使用している間に放置関係使用制限命令を受けている場合は、当該命令を前歴の回数に含めて計算することとする。

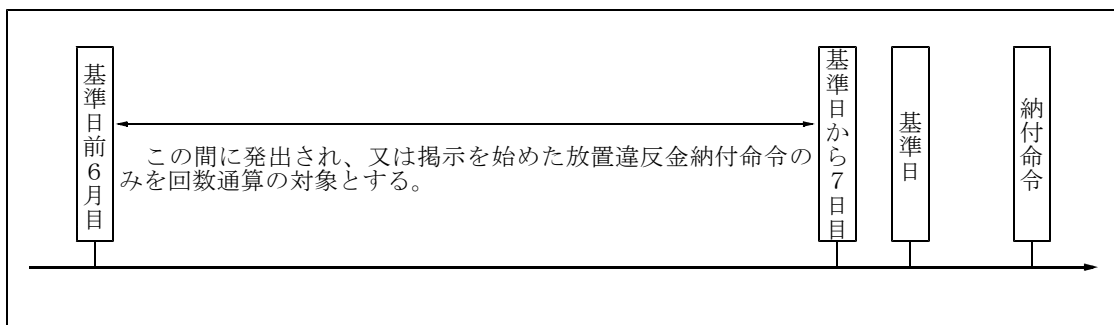
(2) 基準日前6月以内に受けた放置違反金納付命令についての考え方

使用制限命令の基礎となる放置違反金納付命令は、基準日前6月以内に使用者が受けたもの、すなわち放置違反金納付命令書が使用者に送達されたものである必要がある。

そこで、放置違反金納付命令書の送達を公示送達により行った場合は、放置違反金納付命令書の掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに送達があったものとみなされることを考慮し、基準日から起算して前7日目に当たる日以降に発出された放置違反金納付命令については、回数通算の対象から除外することとする。

なお、仮納付があった場合の公示による放置違反金納付命令は、掲示を始めた日から起算して3日を経過した日に効力を生ずるものとされているが、書面による放置違反金納付命令を行った場合との均衡を考慮し、基準日から起算して前7日目に当たる日以降に掲示を始めた放置違反金納付命令については、回数通算の対象から除外することとする。

また、基準日前6月目に当たる日前に発出された放置違反金納付命令についても、同日以降に使用者に送達されることがあり得るところであるが、正確な送達時期が確定できないことに鑑み、同日以降に発出され、又は掲示を始めた放置違反金納付命令のみを回数通算の対象とすることとする。(次の図参照)



3 処分量定基準

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第26条の8に規定する車両の使用制限命令の処分基準に該当することとなった車両の使用者に対する使用制限命令の処分期間の具体的量定は、当該使用者の前歴の回数、基準日前6月以内に受けた当該車両を原因とする放置違反金納付命令の回数及び車両の種類に応じ、次の表に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、令第26条の8に定める期間の範囲内で、4に定め

るところにより、処分を加重、軽減又は免除することができることとする。

前歴の回数・ 納付命令の 回数 車両の種類	前歴なし			前歴1回			前歴2回以上
	3回	4回	5回 以上	2回	3回	4回 以上	1回以上
大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車又は重被 ^{けん} 牽引車	30日	40日	50日	60日	70日	80日	3月
普通自動車	20日	30日	40日	40日	50日	2月	2月
大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車又は原動機付自転車	10日	15日	20日	20日	25日	1月	1月

4 処分の加重、軽減又は免除

(1) 処分を加重することができる場合

当該使用者が下命・容認若しくはこれに準ずる行為又は放置駐車違反を誘発するような行為をしたと認められる場合は、その悪性に照らして、相当な範囲で、処分期間を加重することができるものとする。

(2) 処分を軽減することができる場合

次に掲げる事情のいずれかがある場合で、使用者の運行管理の改善が期待できるときは、当該処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を軽減することができるものとする。

ア 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合

イ 前歴及び免除歴（基準日前1年以内に、当該基準本拠を使用の本拠とする車両について、法第75条の2第2項の規定による使用制限命令の基準に達したにもかかわらず、(3)の適用により処分を免除されたことをいう。以下同じ。）がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため事業活動等に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる

場合

ウ ア及びイに掲げるもののほか、情状酌量すべき事情がある場合

(3) 処分を免除することができる場合

次に掲げるいずれの事情にも該当する場合は、当該処分を免除することができるものとする。

ア 前歴及び免除歴がない場合

イ 基準日前6月以内に受けた放置違反金納付命令の回数が3回で、かつ、処分を決定しようとする時点において、すべての放置違反金納付命令について、放置違反金の滞納がない場合

ウ 使用者が具体的な再発防止策を提示している場合等、放置駐車違反を防止するための運行管理の顕著な改善が十分に期待できる場合

(4) 処分の加重、軽減又は免除を行うに当たっての留意事項

処分の加重、軽減又は免除を行う場合にあつては、被処分者に車両を使用させることの危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で行うこと。特に処分の免除の判断は慎重に行うこと。また、同一条件にある被処分者に対して不公平な取扱いとならないように配慮すること。

第2 法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令に関する事務処理要領について

1 放置駐車違反管理システムによる使用制限基準該当通報の受理

放置駐車違反管理システムにより、法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令の基準に該当する車両（以下「基準該当車」という。）については、警察庁から、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察に通報がされることとなる。

また、同通報後、放置違反金納付命令が取り消されたことにより、基準に該当しないこととなった場合にも通報がされることとなる。

2 使用制限基準該当性の確認

(1) 放置違反金納付命令書・使用制限書の確認

基準該当車について、警察庁からの通報を受理した交通指導課は、当該車両に係る放置違反金納付命令書、使用制限書の写しを取り寄せ、当該通報に誤りがないか否かを確認すること。

(2) 基準該当車の現状確認

(1)により、通報に誤りがないことを確認した場合は、当該基準該当車の使用者、使用の本拠の位置等が変更がされていないか否かについて、自動車の登録内容を再確認すること。

3 車両使用制限命令事案報告書の作成

2により、基準該当車について法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令の基準を満たしており、本県に当該車両の使用の本拠があると認められる場合には、交通指導課において、4以降の要領に従い、使用制限命令の進めることとする。この場合において、交通指導課長は、別記第1号様式の車両使用制限命令事案報告書を作成し、事案の処理の経緯を明らかにしておくこと。

また、法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令の基準を満たさないと認める場合又は当該基準該当車が滅失している、使用者が変更されている等により使用制限命令を行うことができない場合は、手続を打ち切ることとし、使用制限命令の基準は満たすと認められるが、既に当該基準該当車の使用の本拠が他の都道府県に移転していると認められる場合においては、当該都道府県に事案を移送すること（別図参照）。

4 処分量定

交通指導課長は、第1の3及び4に定める基準に基づき審査し、処分の量定を行うものとする。

5 地方運輸局からの意見聴取

交通指導課長は、使用制限命令をしようとする場合において、当該命令に係る車両の使用者が自動車運送事業者等（道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による自動車運送事業者（旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業を営業者）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者をいう。）であるときは、別記第2号様式の車両の使用制限命令に関する意見照会書により、監督行政庁である地方運輸局の意見を聴くこと。

6 聴聞手続

(1) 総説

聴聞は、法第75条の2第3項において準用する第75条第5項から第8項まで、行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）の定めるところによるほか、(2)及び(3)によること。

(2) 聴聞の主宰者

聴聞の主宰者は、原則として交通指導課指導取締担当課長補佐を指名すること。

(3) 聴聞の通知、公示等

ア 聴聞規則別記様式第6号の聴聞通知書（以下「聴聞通知書」とい

う。)の発出に当たっては、あらかじめ、当該使用制限命令の基礎となる放置違反金納付命令の原因となった違反について、違反行為をした運転者が反則告知又は交通切符による検挙(以下「反則告知等」という。)を受けていないか否かを確認し、反則告知等を受けている場合には、聴聞通知書の発出並びに聴聞の期日及び場所の公示をしばらく保留して、放置違反金納付命令が取り消されることとなるか否かを見極めること。

イ 使用制限命令を受ける対象となる車両の使用者(以下「当事者」という。)に聴聞通知書を送付又は交付したときは、別記第3号様式の受領書を徴すること。

ウ 聴聞の期日及び場所の公示については、インターネットの利用その他の方法により行うものとし、原則として、県警察のホームページに別記第4号様式の公示書を掲載して、聴聞の期日及び場所のみを公示すること。この場合においては、当事者の住所及び氏名を公示しないこととなるため、当事者の聴聞について、いずれの公示をもって当該聴聞の公示を行ったかが明らかとなるよう、適切な管理を行うこと。

エ 当事者の所在が判明しない場合において、聴聞の通知を行政手続法第15条第3項に規定する方法により行うときは、別記第5号様式の公示書により行うものとする。

7 処分決定

(1) 処分要件の再確認

処分を決定しようとする場合は、公安委員会の決裁を受けようとする日の前日に、当該処分の基礎となる放置違反金納付命令について、取消しが行われていないか否かについて再度確認を行うこととし、取消しが行われていて、処分要件を欠くこととなる場合は、手続を打ち切ること。

なお、使用制限命令の決定後に、当該処分の基礎となった放置違反金納付命令が法第51条の4第16項の規定により取り消されるに至ったとしても、使用制限命令の効力に影響はないこととされている。

(2) 処分決定及び聴聞後に使用の本拠の位置が他の都道府県に移転された場合の取扱い

聴聞後、公安委員会が処分を決定するものであるが、処分決定前に、処分対象車両の使用の本拠の位置が他の都道府県に移転された場合は、当該府県警察に事案を送付すること(別図参照)。その際には、車両使用制限事案報告書の写し、処分量定に関する意見について記載した書類その他関係書類を送付すること。

なお、公安委員会が他の公安委員会から事案の送付を受けた場合は、処分決定に先立ち、改めて聴聞を行わなければならないことに留意すること。

8 処分執行

(1) 処分執行者

処分執行は、交通指導課長及び対象車両の使用の本拠の位置を管轄する署長が協議して行うこととする。

(2) 処分執行要領

ア 使用制限書の作成

交通指導課長は、公安委員会が処分決定をした事案につき、別記第6号様式の車両の使用制限書（以下「使用制限書」という。）を作成すること。ただし、使用制限書は命令をしたときに交付するものとされており、使用制限命令自体は非要式行為であるから、同書の受領を拒否されたとしても、口頭により命令の内容を伝達すれば、命令の効力に影響はないことに留意すること。

イ 使用制限書及び標章の送付

(1)の協議により、対象車両の使用の本拠の位置を管轄する署長が処分執行を行うこととなった場合は、当該署長に対して、使用制限書及び道路交通法施行規則第9条の15で定める様式の標章（以下「運転禁止標章」という。）を送付するものとする。

ウ 処分の執行

交通指導課長又は使用制限書及び標章の送付を受けた署長は、速やかに当該処分に係る車両の使用者（以下「被処分者」という。）に対し、使用制限書を交付するとともに、当該処分に係る車両の前面の見やすい箇所に運転禁止標章をはり付けるものとする。

エ 処分執行結果の報告

処分執行を行った交通指導課長又は署長は、別記第7号様式の車両使用制限処分執行報告書を作成することとし、署長が処分執行を行った場合は、当該報告書を交通指導課長に送付するものとする。

オ 他の府県警察に対する処分執行依頼

処分決定後、処分執行を行うまでの間に、対象車両の使用の本拠の位置が他の府県警察の管轄区域内に変更された場合は、変更先の府県警察に対し、別記第8号様式の車両使用制限処分執行依頼書に使用制限書、運転禁止標章その他関係書類を添付して処分の執行を依頼するものとする（別図参照）。

カ 関係記録の保存

処分を執行した事案の関係書類は、処分年月日順に整理し、3年間保存すること。

処分決定をしたが、被処分者が所在不明等のため、処分未執行となっている事案については、処分決定の順に整理保管すること。

(3) 処分執行の留意事項

ア 被処分者又はこれに代わるべき者の立会い

処分執行は、被処分者又はこれに代わるべき代理人等の立会いを得て行うことを原則とする。

なお、被処分者が法人の場合は必ずしも法人の代表者を立ち合わせることを要しないが、処分車両の属する営業所の長等処分車両の運行について責任を有する者を立ち合わせることに。

イ 被処分者等が立会い等を拒否する場合の取扱い

被処分者等が、処分執行への立会いを拒否し、又は使用制限書の受領を拒否する等の場合は、極力、被処分者等を説得して、処分執行を行うこととするが、被処分者等があくまでも処分執行手続に応じない場合においては、使用制限書を被処分者の自宅郵便受けに投函する等、社会通念上被処分者の支配下に入ったと認められる状態にした上で、対象車両に運転禁止標章をはり付けることによって、処分執行を行うものとする。

この場合は、特に、次の事項に留意すること。

- (ア) 対象車両が被処分者の自宅駐車場等車両の運行を制限しても違法迷惑にならない場所に所在している時に、処分執行を行うこと。
- (イ) 被処分者等に対し、車両に運転禁止標章をはり付けること及び使用制限期間中に当該車両を運行し、又は運転禁止標章を取り除くとそれぞれ罰則により処罰の対象になることを口頭で告げること。
- (ウ) 処分執行の状況については、確実に記録しておくこと。

9 運転禁止標章の除去

- (1) 運転禁止標章の除去申請の受理及び除去に関する事務については、当該申請に係る車両の使用の本拠の位置等を管轄する署長が行うこととする。ただし、除去に関する事務については、交通指導課長においても行うことができるものとする。
- (2) 署長又は交通指導課長は、運転禁止標章の除去申請が行われた場合においては、提出された規則別記様式第5の4の標章除去申請書及び添付書類を審査し、申請者が申請に係る車両の使用について権原を有するものであ

り、かつ、当該車両を被処分者に使用させることがないことを確認した場合に、当該標章を除去するものとする。

10 処分についての警察庁への報告

交通指導課長は、処分が決定されたとき及び処分執行が行われたときは、その旨及び処分の内容を、放置駐車違反管理システムにより、警察庁に報告するものとする。

11 処分の実効性確保のための措置及び命令違反事件の検挙

(1) 処分執行時の措置

処分執行の際には、運転禁止標章のはり付け状況及び対象車両の走行距離計の走行距離数を写真撮影等により記録し、処分期間中及び処分期間終了時に、必要に応じて、運転禁止標章のはり付け状況及び走行距離数に変化がないか否かの確認ができるようにすること。

(2) 命令違反事件の積極的な検挙

対象車両が処分期間中に運転されているのが現認された場合、処分執行時と走行距離数に変化が見られる場合等命令違反（罰則：法第119条第2項第5号又は第123条の規定により3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金）が疑われる場合は、現行犯逮捕等の措置も含め、積極的に捜査し、検挙の措置を講じること。

なお、命令違反の主体となるのは、被処分者である車両の使用者であるが、法第123条の規定により、当該使用者の代理人、使用人その他の従業者が、当該使用者の業務に関して対象車両を運転し又は運転させた場合は、その行為者も処罰の対象となることに留意すること。

(3) 処分期間終了時の運転禁止標章の取除きについて

処分執行時に対象車両にはり付けた運転禁止標章は、処分期間終了時に、処分執行した署長又は交通指導課長が、担当職員をして取り除かせることを原則とする。

ただし、被処分者が十分に反省しており、処分期間終了後に被処分者自身に運転禁止標章を取り除かせることとしても、当該被処分者が命令を遵守すると見込まれる場合においては、当該被処分者自身に運転禁止標章を取り除かせることとしても差し支えない。

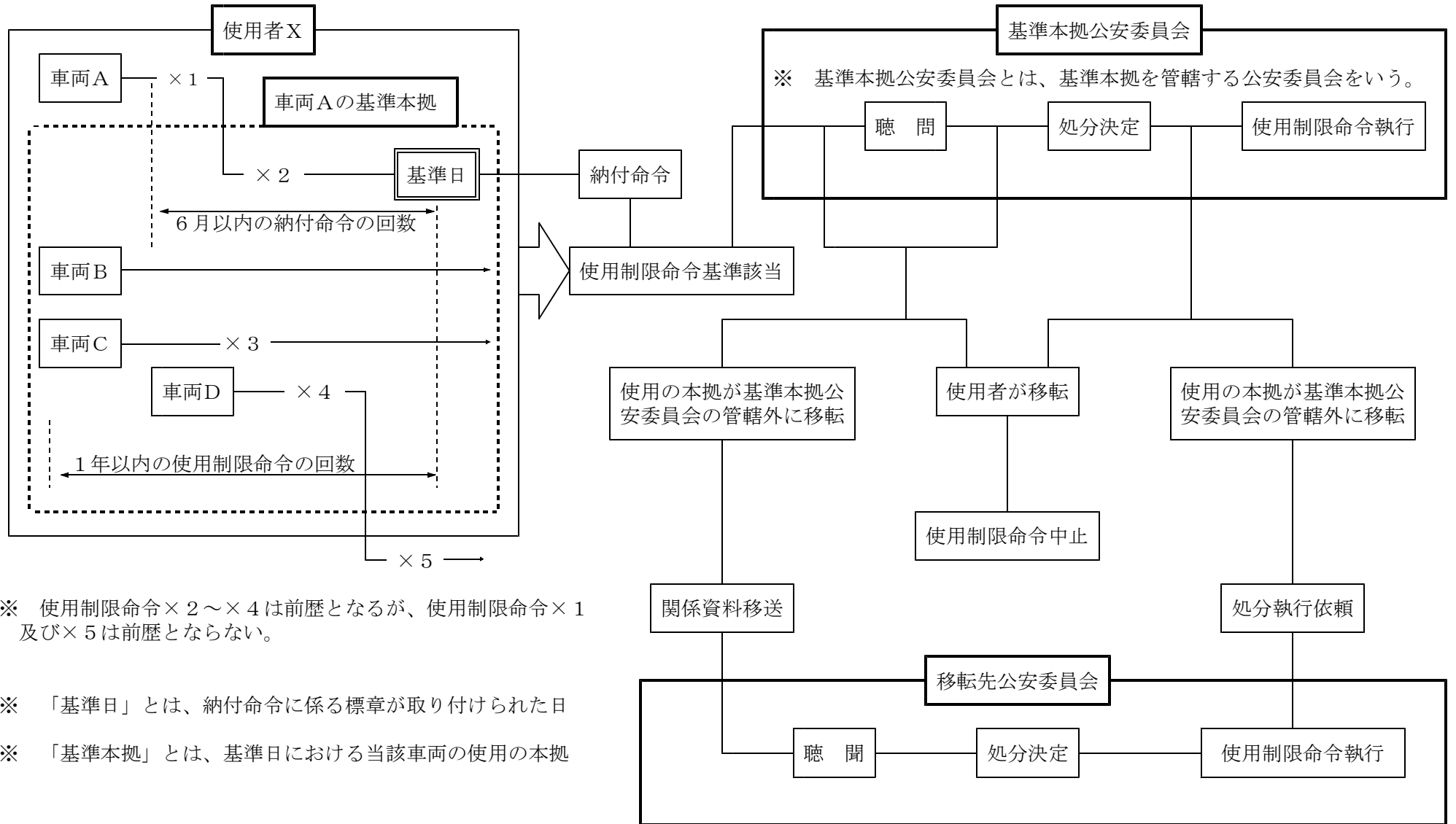
処分期間終了前に運転禁止標章が破損等され、また、取り除かれた場合は、法第75条第11項違反（罰則：法第121条第1項第10号の規定により2万円以下の罰金又は科料）として積極的に捜査し、検挙の措置を講じること。

(別記様式省略)

別図（第1、第2関係）

参 考 図

※ 使用制限命令基準該当は、放置駐車違反管理システムで判定する。



※ 使用制限命令×2～×4は前歴となるが、使用制限命令×1及び×5は前歴とならない。

※ 「基準日」とは、納付命令に係る標章が取り付けられた日

※ 「基準本拠」とは、基準日における当該車両の使用の本拠